

和歌山県・市町村連携会議

# 令和6年度活動報告

権限移譲小委員会

令和7年3月

# 1. 事務処理特例条例の改正

## ～ 令和 5 年度

平成 21 年 3 月	和歌山県・市町村連携会議において「市町村への分権に関する計画」を決定
6 月	権限移譲に関し、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項の規定に基づく協議
9 月	事務処理の特例に関する条例改正案成立
12 月	(国) 地方分権改革推進計画が閣議決定
平成 22 年 4 月	48 法律に係る権限を移譲
平成 23 年 4 月	(国) 第 1 次一括法成立
平成 29 年 3 月	第 6 次一括法に係る権限を削除、建築基準法に係る事務を追加、和歌山県の動物愛護及び管理に関する条例に係る事務を追加、農業振興地域の整備に関する法律等の改正に係る規定の整備
平成 29 年 4 月	(国) 第 7 次一括法成立
平成 30 年 3 月	建築基準法に係る事務を追加、都市計画法の改正に係る規定の整備
平成 30 年 6 月	(国) 第 8 次一括法成立
平成 31 年 3 月	建築基準法に係る事務を追加、医療法施行規則及び和歌山県公害防止条例の改正に係る規定の整備
令和 元 年 5 月	(国) 第 9 次一括法成立
12 月	和歌山県公害防止条例に係る事務を追加
令和 2 年 3 月	浄化槽法、動物愛護管理法、社会福祉法及び和歌山県動物愛護管理条例の改正に係る規定の整備
令和 2 年 6 月	(国) 第 10 次一括法成立
令和 3 年 3 月	和歌山県魚介類行商条例の廃止に係る規定の整備
令和 3 年 5 月	(国) 第 11 次一括法成立
12 月	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務を追加
令和 4 年 5 月	(国) 第 12 次一括法成立
令和 5 年 3 月	建築基準法の改正に係る規定の整備
令和 5 年 6 月	(国) 第 13 次一括法成立
令和 6 年 3 月	建築基準法施行令及び高圧ガス保安法に係る事務を追加、漁港漁場整備法等の改正に係る規定の整備

## 令和 6 年度

令和 6 年 6 月	(国) 第 14 次一括法成立
令和 7 年 3 月	宅地造成等規制法に係る事務の見直し、農地法に係る事務を追加
* 令和 7 年 3 月現在の移譲事務数 87 法令 641 事務	

## 2. 地方分権改革に関する提案募集について

### 制度概要

- (1) 地方分権改革に関する提案募集とは  
現場に残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの提案を各地方公共団体等から募る制度のこと（平成26年に導入）
- (2) 当該制度の特徴
- ＜事前相談＞
- ・ 内閣府が直接、相談を受付
  - ・ 提案内容が未確定でも相談可能  
（事務・権限による支障や担当者レベルのアイデアでも相談可能）
  - ・ 自治体から派遣された職員を中心に親身に助言
- ＜提案＞
- ・ 事前相談の結果を踏まえ、「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改革による効果と合わせて提案
- ＜提案後の対応＞
- ・ 単なる要望ではないため、年末の閣議決定まで、内閣府と協議をする必要がある

### 令和6年度までの県内市町村の取組

平成26年度 提案2件（①和歌山市②田辺市）

平成29年度 提案2件（①和歌山市②県と8市町（橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町）での共同提案）

令和6年度 提案なし

※平成27年度、平成28年度、平成30年度～令和5年度…「提案なし」

和歌山県・市町村連携会議

# 令和6年度活動報告

税収確保小委員会

令和7年3月

# 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

## 『県税及び市町村税の徴収強化会議』

税務協議会会則第19条に基づく研究会として平成17年に設置。

県と市町村が共通の徴税意識を持ち、連携協力して互いの税込確保を行うための徴収強化策についての調査、研究及び共同事業を行う

### 【令和6年度の主な取組】

#### ●徴収課題の検討

- ・滞納事案の早期着手への取組、効率・効果的な滞納整理の取組
- ・各団体が抱える徴収課題、課題に対する実務状況の把握

#### ●各地域ブロックにおける活動

- ・各地域ブロック単位で県税事務所職員等が実務に即した研修会を実施
- ・地方税法第739条の5による個人住民税の直接徴収又は併任派遣

#### ●共同事業の実施

- ・合同滞納整理強化月間の設定による税込確保の取組
- ・個人住民税の共同催告
- ・不動産の合同公売の実施

### 【来年度の取組事項】

- (1) 構成団体から提出された徴収課題の調査、研究
- (2) 滞納事案の早期着手、効率・効果的な滞納整理の取組等課題解決に向けた協議や取組
- (3) 共同事業の実施

和歌山県・市町村連携会議

# 令和6年度活動報告

コスト縮減等小委員会

令和7年3月

# 令和6年度コスト縮減対策等に関する活動概要

昨今の人口減少・少子高齢社会において、行政サービスの持続可能な提供を確保することが喫緊の課題となっています。この課題への解決策の一つである「コスト縮減・歳入確保の取組」は、全ての市町村に共通する必要不可欠な取組であり、これまで県内市町村では創意工夫により様々な取組が行われてきました。

今回、官民連携手法について県内の取組事例を調査するとともに、他府県の事例収集を行い、結果を取りまとめました。

## 取組事例の調査

### 1. 概要

県内における官民連携手法によるコスト縮減や歳入確保の観点から取り組んだ点や工夫した点などを調査

- ・建設費や維持管理費の削減（P-PFI方式による建設費や維持管理費の削減）
- ・歳入の確保（土地・建物貸付使用料の納付）

### 2. 調査内容

対 象：和歌山市

調 査 日：令和7年3月17日（月）

# PFIとは

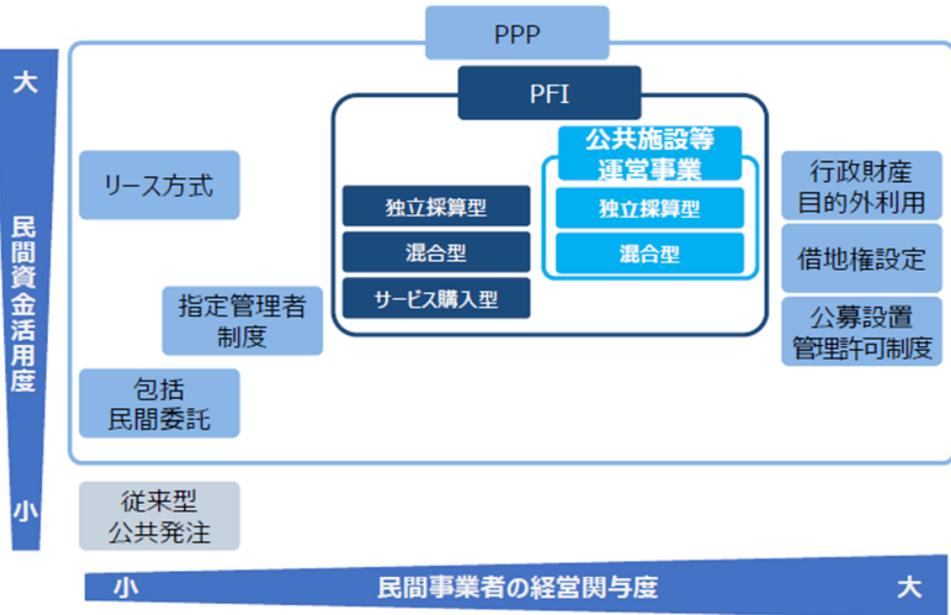
PFI (Private Finance Initiative) とは、官民連携 (PPP Public Private Partnership) の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法)」により事業の枠組みが設けられています。

## PFI・PPP事業の概要イメージ

PPPは、Public (官) とPrivate (民) のPartnership (連携) であり、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るなど様々な形で活用されています。

なお、下図では、民間事業者の運営の自由度の観点から代表的なPPP事業類型をマッピングしています。



※事業案件ごとに官民のリスク分担が異なることから、必ずしも上記イメージ図に合致するわけではない。

## PFI事業のメリット

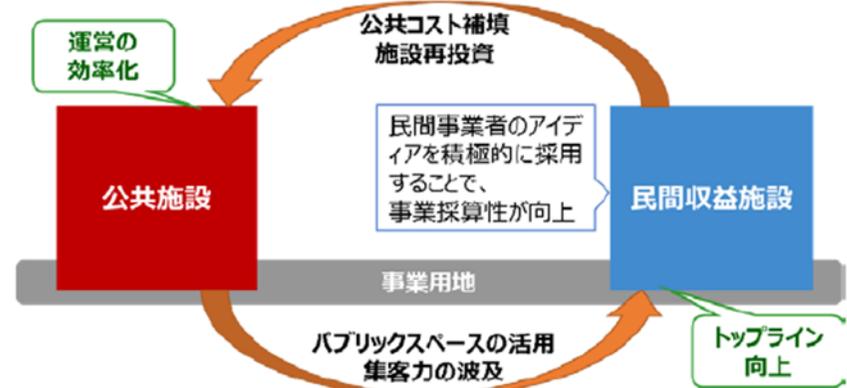
➤ 発注の一括化により民間ノウハウが発揮されコストダウンを達成

◆従来型の公共事業と典型的なPFI事業との違い



➤ 民間収益事業を組み合わせることで事業採算性向上

◆PFI事業における資金の循環



# PFIの事業類型①（事業費の回収方法による分類）

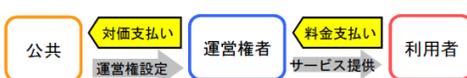
## ● サービス購入型（延べ払い型）

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型



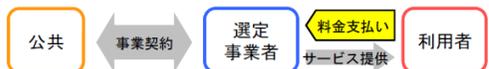
## ● コンセッション方式（公共施設等運営権制度）

利用料金を徴収する既設の公共施設等について、施設の所有権は公的主体が引き続き有しつつ、施設を運営する権利を運営権者に対して長期間にわたって付与



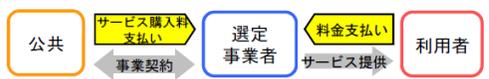
## ● 収益型（独立採算型）

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型



## ● 収益型（混合型）

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払の双方により回収される類型

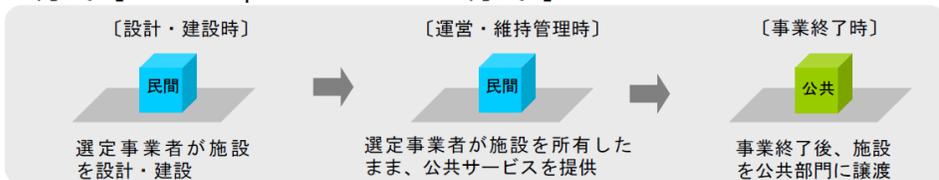


# PFIの事業類型②（施設の所有形態による分類）

## ● BT0方式 [ Build-Transfer-Operate方式 ]



## ● BOT方式 [ Build-Operate-Transfer方式 ]



## ● B00方式 [ Build-Own-Operate方式 ]

選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行い、事業終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する事業方式

## ● RO方式 [ Rehabilitate-Operate方式 ]

選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を行う事業方式

# 多様なPPP事業類型

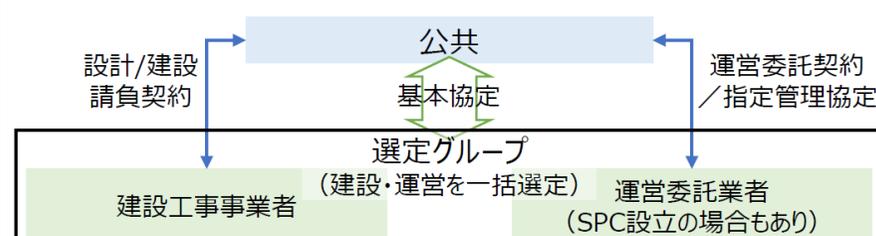
## 公募設置管理許可制度（Park-PFI）

- 都市公園において、**飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度**です。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、設置管理許可期間（10年→20年）や建蔽率（2%→12%）等の特例が適用されます。
- さらに、**特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2は社会資本整備総合交付金を活用可能**です（官民連携型賑わい拠点創出事業）。
- なお、PFIと名付けられていますが、都市公園法に根拠を置き、PFI法に基づくPFI事業とは異なります。



## DBO（Design-Build-Operate）方式

- 設計・建設、運営をパッケージで民間委託する方式であり、**PFIに類似した事業方式**です。従来型公共事業と同様、起債によるため資金調達コストは低いものの、PFIと異なり、**施設整備費を契約期間に渡って平準化することはできず、一部は当初に負担する必要があります**。
- 一括発注・性能発注により、民間事業者のノウハウで、施設のライフサイクルコスト削減につなげる効果的な提案を求めることも可能です。
- また、PFIと異なり、一本の事業契約とせず、設計・建設契約と運営契約を分離することが一般的です（**公共の契約管理事務は増加**）。
- PFI法に準拠せず、法的な位置付けはありません。



# 県内取組事例 和歌山市

## 概要

- 旧花花館(管理用倉庫)をリノベーションし、飲食店を整備することで公園利用者の利便性向上を図るとともに、特定公園施設は芝生広場再整備を実施し、民間事業者による定期的なイベント開催を実施することで、収益化と地域の賑わいの創出を目的とする。
- 本町公園周辺地域の活性化や賑わい創出を図る事業を模索するにあたり、民間事業者の視点や創意工夫を取り入れつつ公園管理における財政負担の軽減を目指すことを目的とした。

## 概要

施設名	本町公園「the public」
発注者	和歌山市
事業内容	・施設整備 ・運営、維持管理(施設設置許可)
事業方式	Park-PFI
事業分野	公園(飲食店等の整備)
事業期間	プロポ-サル実施:平成31年1月21日 選定結果通知:平成31年1月29日 基本協定締結:平成31年3月29日 工事開始:令和2年2月1日 工事完了:令和2年7月21日 ・事業認定通知:平成31年4月1日~令和21年3月31日 ・施設管理許可:令和2年2月1日~令和12年1月31日
供用開始	令和2年7月22日
運営事業者	紀州まちづくりグループ 代表企業:株式会社紀州まちづくり舎 ・大揚興業株式会社 ・株式会社ワカヤマヤモリ舎 ・株式会社和み
事業費	事業者全額負担

## 施設



本町公園内の既存建物をリノベーションした飲食店「the public」がオープン。ピクニックをコンセプトとしたイベント等の開催を通じて、固有の魅力を持った公園として地域と連携し、賑わいの創出をつなげるとともに「withコロナ時代の新しい生活様式」と「ピクニックカルチャー」の創出を目指す。  
整備・1階客席 約48席(フリースペースや芝生広場あり)  
・2階部分 フリースペース、シェアキッチン、ワークスペース等※一部有料

## 事業の効果

- 定期的なイベント開催の開催や、飲食店のオープンにより、地域の賑わい創出と、公園利用者の利便性が向上した。
- コスト削減:改修費の負担なし(P-PFI方式により事業者を公募)  
芝生広場除草費用及び機械警備費用の削減
- 歳入の確保:土地・建物使用料
- HP等 <https://www.kishumachi.com/>  
<https://www.kishumachi.com/honmachipark>

# 県内取組事例 和歌山市

## 概要

- 道の駅四季の郷公園のリニューアル事業において、農山漁村振興交付金(農泊推進事業)を活用しており、公園地域で農泊を推進するために今回のリニューアルでは公園内に宿泊施設を整備した。
- 宿泊施設については、四季の郷公園のコンセプト「Be Wild野生を楽しもう」に因み、大自然の恵まれたロケーションの中、手ぶら感覚でキャンプやバーベキューを「豪華」に楽しめるグランピングをコンセプトとした。
- 宿泊施設を建設する場合、多額の整備費用がかかるため、最長20年の許可を可能とすることで多くの事業者が参入しやすいP-PFI方式でグランピング事業者を新たに公募した。

## 概要

施設名	かなたのさと
発注者	和歌山市
事業内容	・施設整備 ・運営、維持管理(施設設置許可)
事業方式	Park-PFI
事業分野	観光施設(宿泊施設等の整備)
事業期間	プロポ・サル実施:令和4年 7月29日 選定結果通知:令和4年10月20日 基本協定締結:令和5年 2月 3日 工事開始:令和5年 8月 1日 工事完了:令和6年 9月26日 ・事業認定通知:令和5年2月3日(工事着手から20年間) ・施設管理許可:令和5年8月1日~令和15年7月31日 (R15.8~更新予定)
供用開始	令和6年11月8日
運営事業者	代表企業:JA三井リース株式会社 ・施設の設置・所有:JA三井リース建物株式会社 ・設計:株式会社MMA DESIGN ・建設:日本土木建設株式会社、城善建設株式会社 ・宿泊施設管理・運営:コアグローバルマネジメント株式会社
事業費	事業者全額負担

## 施設



四季の郷公園は、令和2年に道の駅として登録され、令和4年4月にグランドオープン。レストランや直売所、BBQ 広場、ドッグパークなど、幅広い年齢層が楽しめる設備が整っており、新たな宿泊施設を整備し、さらなる公園の魅力向上を目指す。  
整備・ヴィラ20棟(ペットヴィラ10棟/サウナヴィラ10棟)1泊2食付き2名~6名/棟  
・バーベキュー施設15ブース(1ブース最大6名まで)  
・バレルサウナ4棟(1棟4名まで) 他

## 事業の効果

- 閑散期の四季の郷公園利用率の増加を目指すための宿泊施設を整備し、施設の賑わいが創出された。
- コスト削減:建設費の負担なし(P-PFI方式により事業者を公募)  
宿泊施設やバーベキュー施設の公園施設整備だけでなく、園路・広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備も市の費用負担なく実施
- 歳入の確保:土地の使用料
- HP等 <https://kanatanosato.jp/>

## 南紀白浜空港民間活力導入事業

### 概要

- 南紀白浜空港（愛称：熊野白浜リゾート空港）では、民間事業者による空港基本施設等とターミナルビルの一体運営の実現などにより、チャーター便など新たな航空ネットワークの拡充によるさらなる交流人口の拡大及び空港運営の効率化を図っている。

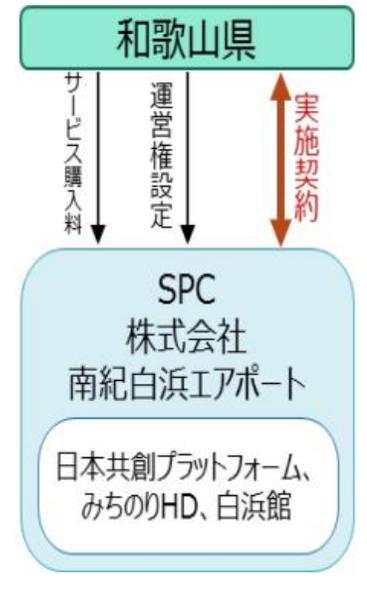
### 【概要】

地方公共団体等	和歌山県 人口90万人（R5年1月時点）
民間事業者	株式会社南紀白浜エアポート
事業方式	PFI（混合型コンセッション方式）
事業分野	①空港
事業期間 （供用開始時期等）	平成31年4月～令和11年3月（昭和43年4月）
事業参画企業	株式会社日本共創プラットフォーム 株式会社みちのりホールディングス 株式会社白浜館

### 【位置図】



### 【事業スキーム】



### 【事業の効果】

- 先導性：コンセッション（民営化）が進む空港分野において、赤字空港のコンセッションとして先事例となる混合型のコンセッション。和歌山県庁と南紀白浜エアポートが官民連携することで、官民双方の得意分野を活かした事業運営を行っており、通常の民営化の「官から民へ」（1馬力）ではなく、「官＋民」の2馬力を実現。「空港型地方創生」というコンセプトで、空港を拠点とした地方創生を行い、様々な事業効果をもたらしている。赤字でも民営化ができることを示ただけでなく、真のPPP（官民パートナーシップ）と言える官民連携の好事例を生み出した先導性は高いものと考えます。
- 汎用性：地方自治体が管理する空港は全て赤字。混合型コンセッションは、他の地方管理空港への横展開だけでなく、地方公共団体の抱える赤字インフラ（水道や公園、美術館など）にも適用可能であり、非常に汎用性が高いものと考えます。本事業は、「官民連携（PPP/PFI）のススメ～国土交通省PPP/PFI事例集」に掲載され、各種インフラのPPP/PFIの全国展開に寄与している。特に空港においては、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会主催セミナーにおいて、他の地方管理空港関係者（都道府県関係者及び民間空港ビル会社参加者）からの関心度は極めて高かったため、将来の展開が期待される。
- 継続性：混合型の特徴である公共からの助成による事業資金の下支えに加え、事業運営の中で民間会社として収益を確保し、安定的な経営を実現している。
- 有効性：直接的には、空港を管理する県の負担は約2割軽減。加えて、間接的には、航空利用客増大（10年前の倍となり過去最高の利用者数を達成）、特にワーケーション人材や副業人材、また様々なITの取り組みによるIT企業の呼び込みにより、ビジネス客・平日客の増加による地域経済への好影響を実現。地域の平均所得が向上、また、空港後背圏の人口が社会増になるなど、地方創生への効果が見て取れ、極めて有効性が高いものと考えます。



空港公園に官民連携で設置されたワーケーションオフィス



ドライブレコーダーとAI技術を活用し、滑走路点検を省力化



旅行業の資格を生かしたワーケーション人材の取込みによる地域活性化

## 旧荻田家付属町家群を活用した 施設の管理運営事業

観光施設

津山市の城東地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、江戸期の商家の町並みが残っている。本事業は、観光客の誘致、地域のにぎわいの創出と地域活性化、域内需要の拡大を図るために、4棟の伝統的建造物で構成される「旧荻田家付属町家群」を宿泊施設として整備し、公共施設等運営権を設定するPFI事業（コンセッション事業）として実施している。

平成30年6～7月の期間において、現地見学会とサウンディング型市場調査を実施した結果、当該事業に一定数の事業者から関心が寄せられた。参加者からは、事業の採算性について黒字化が可能という意見が多数あり、事業化を促進させた。

本事業は改修工事後の施設の管理運営事業であるが、改修工事の期間内に間に合うよう速やかに事業者の選定をしたことにより、運営業務をふまえた事業者の提案を改修工事の内容に反映させることができた。



**事業主体**  
津山市（岡山県）人口：約10.4万人（平成27年国勢調査）

**事業方式**  
PFI（コンセッション方式）

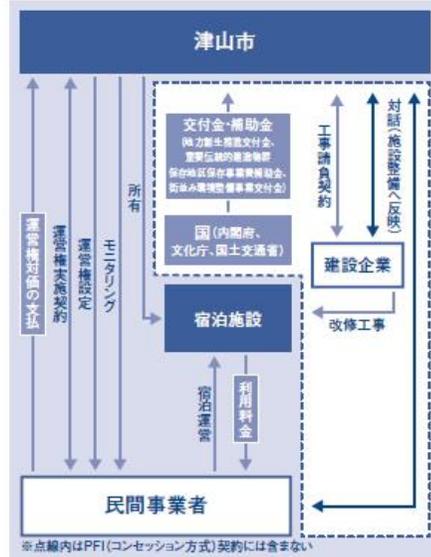
**運営期間**  
運営権設定日から令和22年3月末日まで

**契約金額**  
運営権対価：約74百万円（令和5年3月末日まで無償）  
（参考：改修工事費：約1.9億円）

**施設概要**  
運営業務（宿泊業務）、維持管理・保全業務

**運営事業者**  
宿泊運営企業

**事業経緯**  
平成30年12月 実施方針等の公表  
平成31年1月 募集要項等の公表（公募型プロポーザル）  
平成31年3月 優先交渉権者の選定  
令和2年1月 事業契約等の締結  
令和2年7月 公共施設等運営権の設定（予定）



## 沼津市立少年自然の家跡 施設等運営事業

公園

沼津市は昭和48年より公園内で少年自然の家を運営してきたが、近年、利用者が減少する中、事業見直しのためサウンディングを実施し、一定数の事業者から関心が寄せられた。

本事業は、都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可及び管理許可によるものであり、既存の施設を改修するとともに新たに宿泊施設を設置して運営している。委託等に比べ、事業内容の自由度が高く、運営事業者自らのアイデアやノウハウを活かした事業が実現した。

「泊まれる公園」というコンセプトの下、家族や若者向けの宿泊施設としてリニューアルされ、県外から多くの方が来園する施設として生まれ変わった。特に、森の中に設置した吊型テントの人气があり、高い稼働率となっている。また、隣接する愛鷹運動公園の芝生広場を活用し、野外映画上映会や結婚式が行われるなど、これまでなかった公園の利活用が図られている。



**事業主体**  
沼津市（静岡県）人口：約19.6万人（平成27年国勢調査）

**事業方式**  
公園施設設置許可及び管理許可（都市公園法）

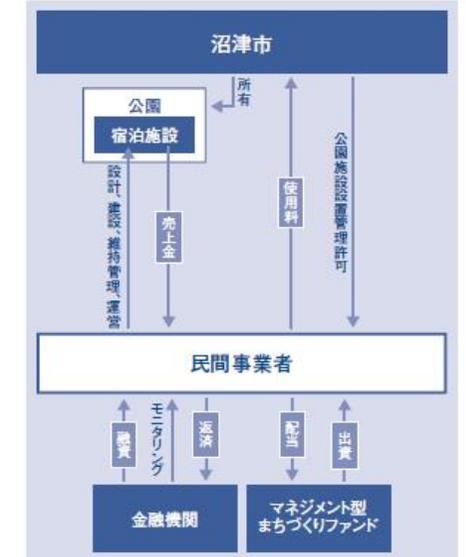
**事業期間**  
平成29年9月～令和9年8月（10年）  
（一度に限り10年の延長を更新）

**契約金額**  
使用料：年に200円/㎡を下限

**施設概要**  
宿泊施設（公園内に設置）

**事業者**  
設計企業

**事業経緯**  
平成27年12月 対話型調査  
平成28年6月 募集要項等の公表  
平成28年9月 優先交渉権者の選定  
平成28年10月 事業契約等の締結  
平成29年9月 開業



## ガイドライン等

事業 発案段階	事業条件 検討段階	実施方針の 策定・公表	特定事業の 評価・選定	民間事業 者募集 評価・選定	事業契約 等の 締結等	事業実施、 監視等	事業の終了
------------	--------------	----------------	----------------	----------------------	-------------------	--------------	-------

事業導入  
関連

地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き（H15策定、R5更新）

PPP/PFI手法導入  
優先的検討規程  
・策定の手引き（R4更新）  
・運用の手引き（H29）

事業推進の  
手続き関連

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（H13策定、R5更新）

PPP/PFI導入可能性調査  
簡易化マニュアル（H31）

PFI事業におけるリスク分  
担等に関するガイドライン  
（R3更新）

VFMに関するガイドライン（H13策定、R5更新）

契約に関する  
ガイドライン  
（R5更新）

モニタリングに関する  
ガイドライン  
（H30更新）

VFM簡易算定モデル、  
VFM簡易算定モデルマニュアル  
（H29）

PFI標準契  
約1（H22）

PFI事業における  
事後評価マニュアル  
（R3）

地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易  
化マニュアル（H26）

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（H25策定、R5更新）

官民対話（民間  
提案含む）  
関連

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガ  
イド（H28 ※内閣府・総務省・国交省）

専門家派遣によるヒズオン支援から得られた  
官民連携事業の具体化のポイント集（R3）

地域プラットフォームの取組か  
ら得られた「円滑な官民対話  
」のポイント（R2更新）

地方公共団体のサウンディ  
ング型市場調査の手引き  
（R1更新）

PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル  
（R3更新）

その他

地域プラットフォーム運用マニュアル（H29）  
PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等

## ガイドライン等

対象	名称	概要	URL
全般	PFI事業導入の手引き	PFIに対する疑問や課題への対応、手続きの進め方について、網羅的に解説。	<a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/tebiki_index.html">https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/tebiki_index.html</a>
全般	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業について網羅的に解説。	<a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html">https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html</a>
水道	水道事業における官民連携に関する手引き	水道分野における官民連携手法について網羅的に解説。コンセッション方式についても1編設けられている。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000553425.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000553425.pdf</a>
水道	水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン	水道分野においては、公共施設等運営権の設定にあたり、水道法に基づく許可が必要となるが、当該許可に関する手続きや基準を解説している。	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000552925.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000552925.pdf</a>
水道	水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン（案）	水道事業を対象に、地方公共団体等がPPP/PFI手法導入のための優先的検討規程を作成する際に参考とすることができる考え方をまとめている。	<a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/mhlw_01.pdf">https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/mhlw_01.pdf</a>
下水道	下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン	下水道事業における公共施設等運営事業の実施に向けて、地方公共団体等及び運営権者が取組むべき事項を整理している。	<a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000732.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000732.html</a>
下水道	下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン	下水道分野において特に中小規模自治体におけるPPP/PFI手法導入を促進することを目的とし、手法ごとの特徴や具体の検討に係る業務の流れをわかりやすく解説している。	<a href="http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000781.html">http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000781.html</a>
文教施設	文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き	文教施設におけるコンセッション事業について、基本的な考え方の整理、手続き等について具体的な検討事項を解説している。	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650.htm</a>
文教施設	文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集	文教施設分野における先導的なPPP/PFI事業等の事例を調査・分析し、PPP/PFI手法等の導入促進に効果的な好事例を事例集として取りまとめたもの。	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm</a>
MICE施設	MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査等事業取りまとめ説明資料	MICE施設を有する自治体のMICE政策・MICE施設の担当者を対象に、コンセッション方式の概要やMICE施設への導入のメリットや課題、参考事例、導入に向けたパターン等を示したもの。	<a href="https://www.mlit.go.jp/kanokocho/content/001344231.pdf">https://www.mlit.go.jp/kanokocho/content/001344231.pdf</a>
工業用水道	工業用水道事業におけるPPP/PFI導入の手引き	公共施設等運営権に係る制度解説や、先行事例の紹介、事業スキームの考え方や論点整理を行っている。	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koogyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koogyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831.pdf</a>

# 国による支援事業リスト（令和5年6月30日時点）

※支援事業の詳細についてはPFI推進室HP（[https://www8.caogo.jp/pfi/shien/shien\\_index.html](https://www8.caogo.jp/pfi/shien/shien_index.html)）をご覧ください。

省庁等	事業名等	支援の内容等								担当部署
		全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	運営・維持管理	その他	
内閣府	地域プラットフォーム形成支援	○								民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI室）
	優先的検討規程運用支援		○							
	高度専門家による課題検討支援		○							
	民間資金等活用事業調査費補助事業			○						
	PPP/PFI行政実務専門家派遣	○								
	PPP/PFI専門家派遣	○								
	PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度に基づく支援		○							
	ワンストップ窓口	○								
	民間資金等活用公共施設等整備事業				○					地方創生推進事務局
地方創生整備推進交付金					○	○			地方創生推進事務局（公共交付金L）	
文部科学省	文教施設における多様なPPP/PFIに関する先導的開発事業	○	○	○						大臣官房 文教施設企画・防災部施設企画課
	社会教育デジタル活用等推進事業	○	○	○						総合教育政策局 地域学習推進課
文化庁	文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業		○	○	○			○	○	企画調整課総括係
スポーツ庁	スポーツ振興くじ助成金による支援（JSC）					○	○			参事官（地域振興担当）付施設整備係
	体育・スポーツ施設整備（学校施設環境改善交付金）			○	○	○	○			
	スタジアム・アリーナ改革推進事業		○							参事官（民間スポーツ担当）付
厚生労働省	官民連携等基盤強化推進事業		○	○	○					医薬・生活衛生局
	水道事業官民連携等基盤強化支援		○	○	○					水道課
農林水産省	農村整備事業 農山漁村地域整備交付金		○	○	○	○	○			地域整備課 農村資源循環班
	強い農業づくり総合支援交付金 卸売市場等支援タイプ					○	○			食品流通課卸売市場室 市場整備班
	水産流通基盤整備事業等					○	○			水産庁計画課
	漁村整備事業 農山漁村地域整備交付金					○	○			水産庁防災漁村課
	浜の活力再生・成長促進交付金（うち漁港機能高度化目標）					○	○			
経済産業省	工業用水道事業費		○	○	○					地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課
観光庁	コンセッション方式活用に向けた課題調査			○	○					参事官（MICE）

# 国による支援事業リスト（令和5年6月30日時点）

※支援事業の詳細についてはPFI推進室HP（[https://www8.caogo.jp/pfi/shien/shien\\_index.html](https://www8.caogo.jp/pfi/shien/shien_index.html)）をご覧ください。

省庁等	事業名等	支援の内容等								担当部署
		全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	運営・維持管理	その他	
国土交通省	下水道地域活力向上計画策定事業		○	○	○				○	水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課
	民間活カインノベーション推進下水道事業					○	○			
	下水道民間活力導入促進事業			○				○		
	PPP/PFI手法による下水道管渠整備推進事業					○	○	○		
	モデル都市支援		○							水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課管理企画指導室
	官民連携相談窓口（げすいの窓口）	○								
	官民連携基盤整備推進調査費			○						国土政策局広域地方政策課調整室
	共創モデル実証プロジェクト		○	○				○		総合政策局 地域交通課
	都市構造再編集中支援事業					○	○			都市局 市街地整備課
	都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）					○	○			
	都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）					○	○			
	ウォークブル推進税制								○	都市局
	官民連携まちなか再生推進事業		○						○	まちづくり推進課
	都市・地域交通戦略推進事業					○	○			都市局
	まちなかウォークブル推進事業					○	○			街路交通施設課
	官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金事業 都市公園等事業）					○	○			都市局 公園緑地・景観課
	官民連携型公園計画策定調査（社会資本整備総合交付金事業 都市公園等事業）		○	○						
	賑わい増進事業資金（都市開発資金の貸付制度）					○	○			道路局 環境安全・防災課
	無電柱化推進計画事業補助					○	○			
	PRE/FM研修	○								不動産・建設経済局 不動産市場整備課
	公的不動産（PRE）ポータルサイト		○	○						住宅局 住宅総合整備課
	公営住宅等整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）		○	○	○	○	○			
	地域居住機能再生推進事業		○	○	○	○	○			
	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業		○		○					
	専門家派遣によるハンズオン支援		○	○	○					総合政策局 社会資本整備政策課
	先導的官民連携支援事業			○						
	地方ブロックプラットフォームを通じた案件形成の推進	○								
	インフラ運営等に係る民間提案型「官民連携モデリング」		○	○						

## 問い合わせ先

対象分野	名称	連絡先
全般	内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）  ※ PPP/PFI の各種制度を所管している。PPP/PFI の実務に関する質問、問い合わせについて、他省庁所管も含めてワンストップで対応。	電話番号：03-6257-1655  URL： <a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/">https://www8.cao.go.jp/pfi/</a>
全般 (国土交通省所管)	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課  ※ 国土交通省所管の施設等についての PPP/PFI に係る各種企画立案を実施。	電話番号：03-5253-8981  URL： <a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html</a>
水道	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課	電話番号：03-3595-2368  URL： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512_00004.html</a>
下水道	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部	電話番号：03-5253-8430  URL： <a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html</a>
文教施設全般	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	電話番号：03-5253-4111 (内線4669)
スポーツ施設	スポーツ庁 参事官付（地域振興担当）付施設企画係	電話番号：03-6734-3934
文化施設	文化庁 企画調整課総括係	電話番号：03-5253-4111 (内線3143)
社会教育施設	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課庶務係	電話番号：03-5253-4111 (内線2969)
MICE施設	観光庁 参事官(MICE)	電話番号：03-5253-8938  URL： <a href="https://www.mlit.go.jp/kancho/page03_000056.html">https://www.mlit.go.jp/kancho/page03_000056.html</a>
工業用水道	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課	電話番号：03-3501-1677

## 問い合わせ先

### ●和歌山県

対象分野	名称	連絡先
●和歌山県官民連携プラットフォーム ●和歌山県PPP/PFIガイドライン	企画部企画政策局企画課 企画課地域プロジェクト対策室	電話番号：073-441-2336
●PPP/PFI (市町村事業)	総務部総務管理局 市町村課振興班 (市町村事業全般に関すること)  市町村課財政班 (地方財政措置に関すること)	電話番号：073-441-2191  電話番号：073-441-2196